

平成28年度包括外部監査結果に対する対応状況・方針等

番号	区分	監査テーマ	項目	担当 部局	担当 課・ 室	監査結果	対応状況・方針等
1	意見	愛媛県の管理する住宅に関する事務の執行について	県営住宅の位置図について	土木部	建築住宅課	愛媛県ホームページで公開している県営住宅の募集のページにおける八幡浜土木事務所管内の県営住宅の位置図が分かりにくい。他の地図を参考に、分かりやすいものに変えることが望ましい。	意見の趣旨を踏まえ、平成29年9月までに、八幡浜土木事務所管内の県営住宅位置図を、分かりやすいものに修正した。
2	意見	愛媛県の管理する住宅に関する事務の執行について	入居時の請書の日付について	土木部	建築住宅課	愛媛県県営住宅管理条例第8条第1項第1号の規定により、県営住宅の入居を許可された場合に入居を許可された者が提出しなければならない請書は、民間の賃貸借契約書に相当する正式な文書であり、文書作成日を明確に記載するべきであるが、日付が記入されていないものがある。	平成29年5月17日付け29建第321号「平成28年度実施包括外部監査の結果報告における指摘事項等に対する対応について(入退去事務手続関係)」にて、各地方局建設部及び関係土木事務所県営住宅管理主務課長宛て文書通知を行い、請書は、日付が記入されていることを確認のうえ受理するよう、意見の趣旨を踏まえた取扱いの周知徹底を図った。
3	意見	愛媛県の管理する住宅に関する事務の執行について	入居案内時の記録について	土木部	建築住宅課	県営住宅の入居者は申込者を対象に抽選を行い優先順位を決定しているが、入居案内が抽選結果に基づき行われたことを後からでも容易に確認できるように、優遇等の種別、入居、辞退の意思を確認した方法及びその日付について記録する必要がある。	平成29年5月17日付け29建第321号「平成28年度実施包括外部監査の結果報告における指摘事項等に対する対応について(入退去事務手続関係)」にて、各地方局建設部及び関係土木事務所県営住宅管理主務課長宛て文書通知を行い、優遇等の種別、入居、辞退の意思を確認した方法及びその日付を記録することができる様式を示したうえで、意見の趣旨を踏まえた取扱いの周知徹底を図った。
4	意見	愛媛県の管理する住宅に関する事務の執行について	入居者の不動産所得について	土木部	建築住宅課	公営住宅法第16条第1項の規定により実施する、家賃計算のための収入調査により、不動産所得が発見された場合には、内容を確認し、入居を継続することが適当であるか、確認することが望まれる。	平成29年5月17日付け29建第321号「平成28年度実施包括外部監査の結果報告における指摘事項等に対する対応について(入退去事務手続関係)」にて、各地方局建設部及び関係土木事務所県営住宅管理主務課長宛て文書通知を行い、不動産所得が発見された場合には内容を確認し、入居の継続の適否を確認するよう、意見の趣旨を踏まえた取扱いの周知徹底を図った。

番号	区分	監査テーマ	項目	担当 部局	担当 課・室	監査結果	対応状況・方針等
5	意見	愛媛県の管理する住宅に関する事務の執行について	収入申告書の確認者と確認日等の記入について	土木部	建築住宅課	公営住宅法第16条第1項の規定により実施する、収入調査の際に作成する収入調査票に設けられた確認欄及びシステムの入力欄につき、今治土木事務所及び東予地方局では、確認した人のサインと日付、入力した人のサインと日付が必ずしも記入されておらず、処理及び確認がいつ誰によって行われたのか、後日、容易に確認できない状況になっている。	平成29年5月17日付け29建第321号「平成28年度実施包括外部監査の結果報告における指摘事項等に対する対応について(入退去事務手続関係)」にて、各地方局建設部及び関係土木事務所県営住宅管理主務課長宛て文書通知を行い、収入調査票の確認ライン及びシステムの入力欄には、確認した職員のサインと日付、入力した職員のサインと日付の記入を徹底するよう、意見の趣旨を踏まえた取扱いの周知徹底を図った。
6	意見	愛媛県の管理する住宅に関する事務の執行について	募集停止している県営住宅の入居者による適正管理について	土木部	建築住宅課	実際に募集停止されている団地を見ると、大量のゴミ等が放置されたままのものがある。これらについては、退去時に撤去されるべきものであり、団地が住居として適正に利用されるよう、居住者に対して注意する必要がある。	平成29年5月17日付け29建第321号「平成28年度実施包括外部監査の結果報告における指摘事項等に対する対応について(入退去事務手続関係)」にて、各地方局建設部及び関係土木事務所県営住宅管理主務課長宛て文書通知を行い、募集停止中の団地も含め、空き家の前庭や共用部に入居者の私物やゴミなどが大量に放置される事態にならないよう、入居者に対して団地の適切な利用について注意を促すとともに、職員が団地を訪問した際には共用部等の状況を適宜確認のうえ、入居者の私物等が置かれている場合には指導等を行いその記録を残すよう、意見の趣旨を踏まえた取扱いの周知徹底を図った。
7	意見	愛媛県の管理する住宅に関する事務の執行について	模様替えに係る完成届の提出等について	土木部	建築住宅課	県は愛媛県県営住宅管理条例第17条第5項第2号で規定する模様替えを承認した際は、工事完了後に完了届は必ず入手し、保管する必要がある。 なお、1か月以上完成届が提出されない場合には、顛末を聞き、工事が実施されたか確認する必要がある。	平成29年3月24日付け28建第2306号「包括外部監査の意見を踏まえた県営住宅の模様替え等に係る完成届の提出等について」にて、各地方局建設部及び関係土木事務所県営住宅管理主務課長宛て文書通知を行い、完成届の入手及び保管について徹底するとともに、模様替え等の申請の承認後1か月以上完成届の提出がない場合には、顛末の聴き取りや工事実施の確認を行うよう、意見の趣旨を踏まえた取扱いの周知徹底を図った。
8	意見	愛媛県の管理する住宅に関する事務の執行について	空家修繕の実施について	土木部	建築住宅課	今治地区のように県営住宅の入居倍率が高い地区は、空き家に対する県民のニーズを把握し、修繕すれば借り手が現れる可能性があるものについては、積極的に予算を確保する等、修繕して入居させることにより、県資産を有効活用することが望まれる。	例年、当初予算で必要となる修繕経費を確保し、関係地方機関に対して予算配当を文書通知しているところであるが、当該通知に「空き家待ちとなっている住戸は、迅速に必要な修繕等を行うなどして、住宅の空家期間の短縮に努める必要がある」旨を加筆し、今後はより一層、県資産を有効活用できるよう、意見の趣旨を踏まえた取扱いの周知徹底を図った。

番号	区分	監査テーマ	項目	担当 部局	担当 課・室	監査結果	対応状況・方針等
9	意見	愛媛県の管理する住宅に関する事務の執行について	マスターキーの使用について	土木部	建築住宅課	マスターキーによる開錠をどのような時に行うのか、県であらかじめ類型化して検討することが望まれる。また、住民に対しては、対応できる内容と、対応できる時間帯、緊急車両を呼ぶ場合との区分などを分かりやすく簡単に記載した説明書を作成し、管理人に渡すとともに、ホームページや団地内に掲示することが望まれる。	平成29年5月17日付け29建第321号「平成28年度実施包括外部監査の結果報告における指摘事項等に対する対応について(入退去事務手続関係)」にて、各地方局建設部及び関係土木事務所県営住宅管理主務課長宛て文書通知を行い、マスターキーによる開錠を行う場合の条件及び対応可能な時間帯、緊急車両を呼ぶ場合との区別を記載した説明書を作成し、管理人等に交付するとともに団地内の掲示板で入居者に通知することとし、掲示文の参考様式を示したうえで、意見の趣旨を踏まえた取扱いの周知徹底を図った。
10	意見	愛媛県の管理する住宅に関する事務の執行について	県営住宅の鍵の持出簿について	土木部	建築住宅課	鍵の持出簿については、必要記載事項を定め、県職員の持出しについても記載することが望ましい。 また、記載内容について、長期間貸し出す場合には、契約上の工事期間を記載することが望ましく、定期的に鍵の在庫と管理簿の記載を照合することも重要である。 現在使用されている管理簿の中には、月日欄しかないものがあり年度が確認できないため、後にいつの管理簿が分かるよう、ページ毎等に「年」についても記載することが望まれる。	平成29年5月17日付け29建第321号「平成28年度実施包括外部監査の結果報告における指摘事項等に対する対応について(入退去事務手続関係)」にて、各地方局建設部及び関係土木事務所県営住宅管理主務課長宛て文書通知を行い、鍵の持出簿については下記の留意事項を踏まえた管理を行うこと、また、使用している持出簿様式についても、適宜改訂して対応するよう、意見の趣旨を踏まえた取扱いの周知徹底を図った。 <留意事項> ・鍵の持出簿については、県職員の持ち出しについても記載すること。 ・事業者に長期間貸し出す場合に備え、契約上の工事期間も記載できる様式に改めること。また、定期的に鍵の在庫と管理簿の照合を行うこと。 ・管理簿には、年度が確認できるよう、「年月日」の記載がある様式に改めること。
11	意見	愛媛県の管理する住宅に関する事務の執行について	管理人の要件について①	土木部	建築住宅課	管理人については、就任に関する承諾書のみ入手しているが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に該当しない旨を確認するために、様式の改定の検討が望まれる。	平成29年3月10日付け28建第2146号「愛媛県営住宅管理人の取扱いについて」にて、各地方局建設部及び関係土木事務所県営住宅管理主務課長宛て文書通知を行い、宣誓書の様式に、新たに「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に該当しない」旨を追加し、意見の趣旨を踏まえた取扱いの周知徹底を図った。
12	意見	愛媛県の管理する住宅に関する事務の執行について	管理人の要件について②	土木部	建築住宅課	県では管理人の委嘱を、愛媛県県営住宅管理条例施行規則第13条第1項に基づき実施しているが、愛媛県県営住宅管理条例第23条の規定に基づく明渡請求の対象となりうる、3か月以上の家賃を滞納している者については、管理人を委嘱しないこと等の規定の制定が望まれる。	平成29年3月10日付け28建第2146号「愛媛県営住宅管理人の取扱いについて」にて、各地方局建設部及び関係土木事務所県営住宅管理主務課長宛て文書通知を行い、従来の管理人の条件に加え、「3か月以上の家賃を滞納していないこと」を新たに追加し、意見の趣旨を踏まえた取扱いの周知徹底を図った。

番号	区分	監査テーマ	項目	担当 部局	担当 課・室	監査結果	対応状況・方針等
13	意見	愛媛県の管理する住宅に関する事務の執行について	行政財産使用許可に係る確認について	土木部	建築住宅課	今後、類似の事案が生じないよう、行政財産の使用許可について一覧を持ち、見回り時等に確認できる体制をとることが望まれる。	平成29年5月17日付け29建第321号「平成28年度実施包括外部監査の結果報告における指摘事項等に対する対応について(入退去事務手続関係)」にて、各地方局建設部及び関係土木事務所県営住宅管理主務課長宛て文書通知を行い、今後は、県営住宅敷地内の行政財産使用許可状況が分かる一覧を整備し、団地の見回りの際には一覧を活用して確認を行うよう、意見の趣旨を踏まえた取扱いの周知徹底を図った。
14	意見	愛媛県の管理する住宅に関する事務の執行について	県営住宅の共用部の状況確認等について	土木部	建築住宅課	今後、類似の事案が生じないよう、将来の用途廃止等を理由に新規入居者の募集を停止している団地を含め、団地を訪問した際には共用部の状況を確認し、私物等があった場合には入居者に指導し、その指導記録を保存することが望まれる。	平成29年5月17日付け29建第321号「平成28年度実施包括外部監査の結果報告における指摘事項等に対する対応について(入退去事務手続関係)」にて、各地方局建設部及び関係土木事務所県営住宅管理主務課長宛て文書通知を行い、募集停止中の団地も含め、空き家の前庭や共用部に入居者の私物やゴミなどが大量に放置される事態にならないよう、入居者に対して団地の適切な利用について注意を促すとともに、職員が団地を訪問した際には共用部等の状況を適宜確認のうえ、入居者の私物等が置かれている場合には指導等を行い、その記録を残す取扱いとする等、意見の趣旨を踏まえた取扱いの周知徹底を図った。
15	意見	愛媛県の管理する住宅に関する事務の執行について	施設の効率的な管理について	土木部	建築住宅課	中予地方だけでなく、東予・南予地方の県営住宅への指定管理者制度の導入や市町との連携等、県営住宅の効率的な施設運営について、引き続き検討を進めていくことが望まれる。	県営住宅の効率的な施設運営に関しては、東予・南予地方局管内の県営住宅への指定管理者制度の導入や市町との指定管理者の共同指定について、これまでも検討してきたところであるが、経費の節減が困難であることから断念してきた経緯がある。 これらの経緯を踏まえ、平成29年3月15日開催の地域住宅協議会(県と県内20市町の住宅行政主管課で構成)では、県営住宅の存する市町への移管等の協議について、改めて関係市町に協力を依頼しているところであり、今後も意見を踏まえ、引き続き検討を進めていくこととする。
16	意見	工事請負契約に関する財務事務の施行について	低入札価格調査の実施について	土木部	土木管理課	総合評価落札方式で入札金額が調査基準金額を下回った場合に実施する低入札価格調査手続において、低価格入札者による調査辞退の申出があった場合、辞退理由を把握し、調査事務の手続に課題があれば改善に取り組むべきである。	業者が低入札価格調査に対応できないため辞退する場合、文書により理由を記入して提出させているが、今後、調査手続きに課題があれば改善を図ることとする。
17	意見	工事請負契約に関する財務事務の施行について	1者応札の入札の分析について①	土木部	土木管理課	1者しか入札に参加しない1者応札については、要因分析を実施し改善策を検討することにより、入札事務のさらなる適正化に向けて活用することが必要である。	1者応札が発生した場合は、各発注機関でその要因について推察し、今後の発注に活用している。 なお、技術者等の不足が見込まれることから、1者応札を有効とする特例措置を毎年度見直しを行い継続しているが、継続する理由が解消されれば特例措置は終了することとなる。

番号	区分	監査テーマ	項目	担当 部局	担当 課・室	監査結果	対応状況・方針等
18	意見	工事請負契約に関する財務事務の施行について	高落札率の入札の分析について	土木部	土木管理課	<p>県の設定する予定価格に極めて近い金額で落札された高落札率の入札については、要因分析の結果を踏まえた今後の改善策を検討し、活用することが必要である。</p>	<p>高落札率の要因としては、工事箇所が離島や遠方であったり、作業効率が悪い、人件費が大部分を占めるなど、コスト低減が難しいと思われる。</p> <p>なお、当県ではすべての入札で工事費内訳書の提出を義務付けており、安易に予定価格と同額の応札はできないようになっているが、工事費内訳書の要因分析を行い、結果を今後の入札に活かしたい。</p>
19	意見	工事請負契約に関する財務事務の施行について	指名業者選定の際に利用する手持ち工事量の取扱いについて	土木部	土木管理課	<p>指名業者選定の判断基準の際に利用する手持ち工事量(指名業者選定時に指名候補者自身が抱えている総工事量)について、利用している情報が業者の実態を表したものであるものとして有用なのかどうか再考することが望まれる。</p> <p>指名機会の均等化という観点からは、同じ格付けであれば指名回数の少ない業者から優先的に指名するということも考えられる。</p>	<p>「愛媛県発注の工事請負契約に係る指名基準」により指名しているところであるが、基準の中に「手持ち工事の状況」があり、指名が特定の業者に偏らないようにしている。なお、県工事だけの状況では、業者の実態を捉えていないことは事実であるが、国や市町、更には民間の工事も含めて把握することは実際には困難であり、また、数ある基準の一つとして活用するもので、手持ち工事量のみをもって指名業者を決定するものではないことから、現時点で取扱いを見直す考えはない。</p>
20	意見	工事請負契約に関する財務事務の施行について	総合評価落札方式における評価項目について	土木部	技術企画画理室課	<p>総合評価落札方式における評価項目には、地域貢献度に係る評価項目が設けられ、「公共土木施設愛護事業」への参加実績が評価対象となっているが、当該評価項目を導入した効果について検証していない。当該事業を評価項目とすることの有効性や、他に地域貢献に関して評価項目とすべきものがないか、検討する必要がある。</p>	<p>平成29年度の入札・契約制度改善(平成29年3月15日愛媛県建設業審議会)において、総合評価の評価項目について他に評価すべきものがないかなど検討を行い、「家畜伝染病発生時における支援活動業務の実績」について評価基準に追加した。</p> <p>「公共土木施設愛護事業」への参加実績を評価項目対象としたことの効果を検証した結果、愛護事業参加企業の増加効果を確認した。</p>
21	意見	工事請負契約に関する財務事務の施行について	再入札に係る指名数について	土木部	土木管理課	<p>入札不調により再入札となる場合、応札者が少ないもしくは再度入札不調になる可能性が高いため、指名業者数を通常に比べ多めにとることが望ましいと考える。</p>	<p>指名業者数は、各建設部・土木事務所がそれぞれの管内の実情に応じ、工事成績の状況や当該工事に対する地理的条件等を勘案して決定しており、一概に多く指名すればよいというものではない。</p>
22	意見	工事請負契約に関する財務事務の施行について	年度をまたぐ契約について①	土木部	土木管理課	<p>年度をまたぐことが確実な状況において、業者は年度内に工期を設定し工程表を作成・提出したのち、年度をまたいだ工程表を提出している。業者及び県の事務処理負担の軽減のために、実際に想定されている工期で作成された工程表の提出を受けるなど県又は業者が作成する書類について、その必要性を検討することが望まれる。</p>	<p>当初契約時に明らかに工事に着手できず繰り越すような工事については、工程表の省略について検討したい。</p>

番号	区分	監査テーマ	項目	担当 部局	担当 課・室	監査結果	対応状況・方針等
23	意見	工事請負契約に関する財務事務の施行について	総合評価落札方式における疑義照会について	土木部	土木管理課	総合評価落札方式による入札の評価項目の採点結果については、各入札業者が落札決定前に他の入札参加者の評価値を知ることができる仕組みとなっている。このため不正防止の観点から落札決定前に入札参加者がお互いの評価値を知ることのない仕組みとする必要がある。	総合評価落札方式では、公正な入札執行を行うためにも入札情報公開システムにより、落札決定前に全ての入札参加者の評価値を明らかにしているが、今後、評価値の公表方法について検討したい。
24	意見	工事請負契約に関する財務事務の施行について	県営住宅の小口修繕について	土木部	建築住宅課	県営住宅の小口修繕(電気や水道等設備の補修)を行う契約は、年間を通じて業務実施できるように、4月1日から3月31日までの年間契約を締結することが望まれる。	平成29年3月23日付け28建第2287号「包括外部監査の意見を踏まえた県営住宅に係る修繕工事等の年間契約の締結について」にて、関係地方局建設部及び関係土木事務所県営住宅管理主務課長宛て文書通知を行い、小口修繕に係る契約を含め、年間契約が必要な業務は、年間を通じた切れ目のない業務が実施できるよう、意見の趣旨を踏まえた取扱いの周知徹底を図った。
25	意見	工事請負契約に関する財務事務の施行について	設計図書のチェックについて	土木部	技術木企管画理室課	設計図書のチェックを担当者のみが行い、ダブルチェックができていない事例があるため、複数の職員によるチェックの徹底が必要である。なお、チェックにはチェックリストを活用しているが、実際にチェックした全員が押印する様式の導入が望まれる。	設計図書のチェックの徹底については、平成29年5月18日の南予地方局建設部工務会において周知を行っている。 チェックにあたっては「南予地方局建設部設計図書チェックリスト」を活用しており、様式には役職に応じたチェック箇所を割り振り押印することとし、ダブルチェックと実際にチェックした職員の押印について、工務関係者全員に周知徹底した。また、平成29年9月25日の建設企画課長等会議において、各事務所の設計書の審査体制について確認を行うとともに、チェックの徹底について周知を行った。
26	意見(再掲)	工事請負契約に関する財務事務の施行について	1者応札の入札の分析について②(再掲)	土木部	土木管理課	1者しか入札に参加しない1者応札については、要因分析を実施し改善策を検討することにより、入札事務のさらなる適正化に向けて活用することが必要である。	1者応札が発生した場合は、各発注機関でその要因について推察し、今後の発注に活用している。 なお、技術者等の不足が見込まれることから、1者応札を有効とする特例措置を毎年度見直しを行い継続しているが、継続する理由が解消されれば特例措置は終了することとなる。
27	意見	工事請負契約に関する財務事務の施行について	工事の実施状況の記録について	土木部	技術木企管画理室課	流木の除去といった労務に対する工事の完了時のチェックの際に、実際の工事量が分かるように、作業実施前の写真と、作業実施後の写真を残すことが望ましい。	写真管理基準による撮影の徹底について、受注者を指導するよう平成29年4月18日の東予地方局建設部工務会にて工務関係者全員に周知徹底するとともに、平成29年4月26日の工事検査専門員等会議において、各事務所の工事検査専門員全員に対し周知徹底した。

番号	区分	監査テーマ	項目	担当 部局	担当 課・室	監査結果	対応状況・方針等
28	意見	工事請負契約に関する財務事務の施行について	労災保険料の納付確認について	土木部	土木管理課	工事請負業者が労災保険に加入し労災保険料を納付していることを確認しているかどうか不明な事業があった。 請負代金請求書には、工事請負業者が労災保険に加入し労災保険料を納付していることについて、確認した結果を記録する必要がある。その際、確認資料や代金請求書への確認結果の記録方法が部署によって異なるよう、統一的な取扱いが望まれる。	今後、統一的な取扱いをするよう、周知したい。
29	意見	工事請負契約に関する財務事務の施行について	工事成績の評定について	土木部	土木企画管理課	工事成績の評定における考査項目の1つである「創意工夫」は、工事成績の評定点に加点される項目であるため、評価者は「創意工夫」の評価内容について詳述する必要がある。	平成29年度より、工事成績評定にあたって「創意工夫」の評価内容について、何を評価したのか詳細に記載するよう、平成29年4月26日の工事検査専門員等会議で工事検査専門員全員に対し周知徹底した。
30	意見	工事請負契約に関する財務事務の施行について	道後公園内のカメラ設置について	土木部	都市整備課	道後公園内に監視カメラを設置するに当たり、防犯を優先する目的で設置するのか、事件・事故の摘発目的であるのかにより、求められる台数や機能などが異なると考えられることから、県警など専門的知識のある部署に協力を仰ぎ、設置台数や設置方法を決定する必要があると考えた。	指定管理者の意見を踏まえて、日常の管理の中で防犯上必要と考えられる箇所に設置しており、管理上の機能は発揮できるものと考えているが、県警に確認したところ、事件、事故等の際に活用することも考えられ設置基数等を把握しておきたいとのことであったことから、今後は県警など専門的知識のある部署と連携を取ることにした。
31	意見	工事請負契約に関する財務事務の施行について	災害復旧工事の早期着手について	土木部	道路維持課	災害復旧工事については、速やかに工事に着手できるよう、入札準備作業を早期に開始することが望まれる。	監査対象の工事着手後、保安林内の道路施設が被災した場合における緊急の対応方法等について、森林整備課と協議し、平成27年10月28日付け事務連絡で、各地方局建設部・土木事務所に通知し、周知している。
32	意見	工事請負契約に関する財務事務の施行について	トンネル非常用設備の修繕工事における優先順位の判断の記録について	土木部	道路維持課	毎年、トンネル内で修繕が必要とされる全ての箇所について修繕ができないことから、実施対象の決定に至るまでの判断過程を残すことが必要であると考える。	トンネル非常用設備の点検時に対策の緊急度を判定し、点検報告書の決裁により組織として意思決定している。また、修繕工事の実施についても、実施設計書の決裁により緊急度に応じた修繕箇所を決定しているため、実施対象の決定に至るまでの判断過程は整理されていると認識している。

番号	区分	監査テーマ	項目	担当 部局	担当 課・室	監査結果	対応状況・方針等
33	意見	工事請負契約に関する財務事務の施行について	トンネルにおける消火器の更新について	土木部	道路維持課	<p>落出・木村トンネルに設置している消火器84本はすでに製造後14年経過しているため、早急に交換する必要があると考える。また、消火器については使用期限を管理した上で、使用期限の到来状況を勘案して、あらかじめ交換費用の予算を確保するといったことが必要と考える。</p>	<p>落出・本村トンネルの消火器については、平成28年度にすべて交換済みである。</p> <p>また、その他のトンネルについては、順次交換を進めながら、消火器の交換時期を把握するための調査を毎年度実施し、交換のための必要額を算出、予算の確保に努めている。</p>
34	意見	工事請負契約に関する財務事務の施行について	年度をまたぐ契約について②	土木部	土木管理課	<p>期限内に工事が完了しなかった場合に提出される工事延期願は、実際の理由を具体的に記載する必要がある。</p>	<p>当初契約時に明らかに工事に着手できず繰り越すような工事については、延期願に具体的な理由を記載させるよう検討したい。</p>
35	意見 (再掲)	工事請負契約に関する財務事務の施行について	年度をまたぐ契約について③(再掲)	土木部	土木管理課	<p>契約が年度をまたぐことが確実な状況において、業者は年度内に工期を設定し工程表を作成・提出したのち、年度をまたいだ工程表を提出している。業者及び県の事務処理負担の軽減のために、実際に想定されている工期で作成された工程表のみ提出を受けるなど県または業者が作成する書類についてその必要性を検討することが望まれる。</p>	<p>当初契約時に明らかに工事に着手できず繰り越すような工事については、工程表の省略について検討したい。</p>
36	意見	工事請負契約に関する財務事務の施行について	公共工事の発注見通しの公表方法について	土木部	土木管理課	<p>ホームページで掲載されている公共工事の発注見通しについては、毎月更新することとしているため、更新すべき内容がない月についてもその旨を明示するように改善することが望まれる。</p>	<p>更新すべき内容がない月についても、その旨を明示・更新するよう平成29年5月25日付け29土第148号で通知した。</p>